~ 協力金・賛助金を寄附された皆様へ ~





(公財)富山県交通安全協会への協力金・賛助金による皆様のご寄附は、「特定公益増進法人」 への寄附金として、所得税や法人税などの寄附金控除の税制上の優遇措置があります。

○ 寄附金の税額控除の概要

- 1 個人の寄附金の場合
 - ア 所得税の「所得控除」額
 - = (寄附金の合計額 2千円) を所得控除
 - 注 ただし、その年の総所得金額の40%相当額を限度とします。
 - イ 地方税(個人住民税)の「税額控除」額
 - = (寄附金の合計額 2千円) × 10% を税額控除

税率 県・市町村双方が指定した寄附金・・・・・・・・ 10%

県が指定した寄附金・・・・・・・・・・・・ 4%

市町村が指定した寄附金・・・・・・・・・・・ 6%

- 2 法人の寄附金の場合
 - ア 一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額があります。
 - = (所得金額の6.25% + 資本金等の額の0.375%) × 1/2

損金算入額が増加することにより法人税(国税)及び法人住民税等(地方税)が減少します。 限度額は、その法人の資本金や所得金額によって異なります。詳しくは税務署や税理士に ご確認ください。

◎ 寄附金の税額控除を受けるためには

確定申告等が必要です。

寄附をした翌年の3月15日までに管轄の税務署へ所得税の確定申告書を提出すれば、 県・市町村の寄附金控除と両方の適用を受けることができます。

◎ 確定申告の際に必要なものは

確定申告の際には、

寄附をした際に受け取った協力金・賛助金領収書(寄附金受領証明書等)

を添付する必要があります。

※※ 詳しくは、当協会 2076-451-1851・会計課、又は、最寄りの税務署へお尋ねください。